

I 令和7年度における都区財政調整協議の概要

1 協議経過の概要

特別区においては、これまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正により、貴重な税源を一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされている。

昨年度の協議は、都区間の配分割合を見直すという、非常に重要な協議だった。都区間の配分割合については、令和5年度財調協議において、都区の考え方に大きな隔たりがあり、当初算定時点で合意していない過去に例の無い異例の事態となった。

その後、都区のプロジェクトチームを設置し協議を継続し、プロジェクトチームでの議論を踏まえ、昨年度の協議において、配分割合の変更に至った。このことは、都区双方で真摯に協議を継続した結果である。また、その他の事項についても、双方の歩み寄りもあり、取りまとめられた。

一方で、特別交付金をはじめとした現行制度上の諸課題のように、踏み込んだ議論とはならず、解決に至らなかった事項もあった。最終的には、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を創り上げるための合意をし、今後、都区の連携・協力を一層進めていくことを確認した。

今年度はこうした状況を踏まえつつ、特別区の財政需要の的確な算定はもとより、都区財政調整協議上の諸課題の具体的な改善を図るべく協議に臨んだ。

まず、協議を行うに当たり、自主・自律的な区間調整を反映するべく、現行算定の妥当性を検証しつつ、各区の自主性が担保される算定に改めていくこと、都区財政調整協議上の諸課題の区側の主張に沿った解決を目指すことを基本とする大枠の方向性と取り組みの方針を令和7年6月16日の区長会総会で確認した。

区長会の方針を受け、財政課長会は、決算分析を踏まえたブロック提案等をもとに区側提案を精査し、調整した。

その結果、法令等の根拠に基づき実施する基礎的・普遍的な事業分野については、実態を踏まえた的確な算定となるよう一定の調整が図られ、「予防接種費（带状疱疹）」、「子ども医療費助成事業費」や「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」など全体で45項目を整理し、11月14日の区長会総会で区側提案事項が決定された。

令和8年度都区財政調整協議は、12月2日の第1回都区財政調整協議会（以下「財調協議会」という。）から開始された。

具体的な検討は、都区財政調整協議会幹事会（以下「財調幹事会」という。）に下命され、12月3日、11日、23日及び令和8年1月6日の4回にわたって協議された。

12月23日の第3回財調幹事会及び1月6日の財調幹事会において、都側から財源見直しについて、令和7年度は、市町村民税法人分及び法人事業税交付対象額等の増収により、普通交付金が約413億円の増となり、当初算定時の約64億円の算定残を加えた約477億円が最終的な算定残となること、また、令和8年度は、令和7年度当初フレームに比べ、市町村民税法人分及び法人事業税交付対象額の増収により普通交付金が約584億円の増、基準財政収入額は、特別区民税が増収となることなどにより、約1,524億円の増となることが示された。

第4回財調幹事会において、令和7年度再調整及び令和8年度フレームの内容を整理するとともに、財源を踏まえた対応について都区の認識が一致したことにより、1月7日の第2回財調協議会において取りまとめが行われた。

その結果、令和 7 年度再調整では、「共同生活援助等事業費」、「第一子無償化への対応」、「予防接種費（新型コロナウイルス）」、「標準給単価等の見直し」、「首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費」、「義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外」の 6 項目について追加算定を実施することとした。

また、令和 8 年度の当初フレームでは、「高校生等医療費助成事業費」などの需要算定に係る課題について一定程度反映させるとともに、新規算定や算定廃止、算定内容の充実・改善について整理した。

財調協議会の協議結果は、1 月 16 日開催の区長会総会で了承された。なお、令和 8 年度当初フレームについては、都の予算編成作業の過程において数値が大幅に変動したことから、1 月 28 日に第 3 回財調協議会が書面開催され、税制改正を踏まえた令和 8 年度当初フレームが了承された。その後、1 月 30 日開催の区長会総会臨時会において、当該結果を踏まえた令和 8 年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに令和 7 年度都区財政調整再調整方針案及び財調特例条例案について都側から説明を受け、これを了承した。

その後、2 月 3 日開催の都区協議会において、令和 8 年度都区財政調整及び令和 7 年度再調整についての都区合意が成立した。

なお、1 月 30 日発表の都の令和 8 年度予算案では、都市計画交付金が前年度予算と同額の 300 億円となった。

2 令和 8 年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等

令和 8 年度都区財政調整に関する協議に向け、区長会税財政部会において昨年度の方向性を継承しつつ、これまでの議論等を踏まえ、大枠の方向性と具体的な取り組みの方針を取りまとめ、令和 7 年 6 月 16 日の区長会総会で了承された。

○ 令和 8 年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等（概要）

（令和 8 年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性）

- 自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とする。

（都区財政調整提案とりまとめにおける具体的な取り組み）

- 社会経済情勢を踏まえ、決算分析により単価、数量等、個々の事業の標準区規模を検証することはもとより、財源保障制度として適切な運営を図るよう、特別区全体としての行政需要を総合的に検証し、特別区の実態に見合った標準区経費の精査に取り組む。
- 各区の自主性・独自性を担保するため、基礎的・普遍的な事業分野の的確な積算を担保しつつ、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要などについて、算定の標準化、一定の行政分野の包括算定化を更に進める。見直しにあたっては、区間配分の影響に十分配慮する。
- 特別区の財源に大きな影響を及ぼす税制改正等について、その動向を踏まえた対応を行う。

（個別検討項目）

- 特別交付金の割合が 6%に変更になったことを踏まえ、透明性、公平性を高めるよう、算定ルールの見直しを検討する。
- 都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的な見直しを検討する。

（今後の税財政制度のあり方について）

- 抜本的な都区の役割分担の見直しなど、都区のあり方に関する検討の推移を見ながら、今後の税財政制度のあり方について、引き続き検討する。

3 令和 8 年度都区財政調整区側提案事項

令和 8 年度都区財政調整に対する区側提案は、各ブロックでまとめた内容について、財政課長会幹事会で、令和 7 年 9 月 17 日、9 月 25 日、10 月 9 日、及び 10 月 17 日の計 4 回にわたり検討され、大枠の方向性等の区長会方針に基づき、取りまとめられた。その結果は、10 月 23 日開催の財政課長会総会、その後の企画・財政担当部長会、副区長会を経て、11 月 14 日の区長会総会で了承された。

提案事項の取りまとめに当たっては、各区からの提案に加え、区長会方針を踏まえ、決算実績と財調算定額を比較し、分析した上で、単価改善、経費算定の充実、新規需要の算定や需要に応じた算定の見直しなどについて提案し、各ブロックで特別区の実態に見合った標準区経費について主体的に検討した。

また、決算分析に当たっては、引き続きマクロの視点による分析の強化を目的として、経常的経費にとどまらず、投資的経費や特別交付金の対象事業を含め分析するとともに、臨時的財源対策の影響を分析するなど、総合的に検証した。

このように検討されたブロック提案、昨年度の協議で引き続きの課題となった事業や、これまで課題としてきた事業等をもとに、財政課長会幹事会で提案の可否が議論され、さらに企画・財政担当部長会、副区長会及び区長会の検討を経て提案事項が決定された。

提案事項としては、自主・自律的な区間調整の一環として、引き続き現行算定の妥当性をあらゆる視点から検証するとともに、各区の自主性が担保される算定に改めていくことを基本とし、区間配分については、現在の社会経済状況や特別区の実態を踏まえ、新規算定や算定充実、縮減を含めた単価・規模等の見直しを提案することとした。

都区財政調整協議上の諸課題については、「特別交付金」について、令和 7 年度財調協議において、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして受け入れるに当たり、区側は、特別交付金の割合が 6%に変更になることから、早急にルール作りが必要であると発言し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ね合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はない」との回答があった。このことを踏まえ、算定ルールの見直しを提案することとした。「都市計画交付金」については、交付率の撤廃・改善や、全都市計画事業を交付対象化、交付金規模を特別区の都市計画事業の実績に見合うよう拡大、適正な配分を検証するために必要な情報の提示を求めることとした。

○ 令和 8 年度都区財政調整区側提案事項

特別区は、首都直下地震への備え、超高齢社会への対応、子育て支援策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。さらに、労務単価の上昇や建築資材の高騰に伴って工事費が増加する中、高度経済成長期に集中的に整備され、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策の着実な実施など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

一方、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクに加え、物価上昇の継続、金融資本市場の変動等の影響にも注意する必要がある、先行きは不透明な状況である。

そのような中で、これまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税制度等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされている。

こうした状況を踏まえ、特別区では区間の相互理解・協力のもと主体的に協議を行い、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し取りまとめた。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区の調整結果を尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう協議に応じられたい。

1 都区間の財源配分に関する事項について

大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと。

2 特別区相互間の財政調整について

投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映など、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の需要を含め、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。

3 都区財政調整協議上の諸課題について

特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

4 第 1 回都区財政調整協議会（令和 7 年 12 月 2 日）

(1) 協議内容

都側は、我が国の景気は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、物価上昇や金融資本市場の変動等の影響に加え、米国の通商政策や中東情勢の影響等による世界経済の悪化リスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要であると言及した。

都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にあるとの考えを述べた。その上で、こうした中においても、東京の持続的発展を実現するためには、都と特別区が大都市東京をともに支えるパートナーとして、これまで以上に

連携し、必要な対策を時機を逸することなく的確に講じていく必要があるが、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければならない。そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければならないとの認識を示した。

都税収入についても、景気は緩やかに回復している一方で、企業収益は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられ、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはなく、令和8年度都区財政調整協議に臨むに当たっては、既算定内容も含めてあらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めていかなければならないとの考えを示し、算定内容の見直しに関する12項目からなる都側提案のうち、主なものについて関係資料をもとに説明した。

- ・議会総務費の「区民関係等事務費（人権擁護員）の廃止」について、人権擁護員に係る経費の支出実態を調査したところ、1区のみの実績しか確認できなかったため、算定の廃止を提案する。
- ・民生費の「身体障害者福祉電話通話料補助事業費の見直し」について、実態調査結果に基づき、補助事業費の算定の見直しを提案する。
- ・土木費の「都市再生総合整備事業の廃止」について、今年度以降の実施予定がないことが確認できたため、算定の廃止を提案する。

区側は、まず、令和7年度財調協議は、都区間の配分割合を見直すという、非常に重要な協議だったと認識しており、その他の事項についても双方の歩み寄りもあり、取りまとめを行うことができた一方、特別交付金をはじめとした現行制度上の諸課題については、踏み込んだ議論を行うことができず、解決に至らなかった事項もあったとした。

最終的には、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意をし、今後、都区の連携・協力を一層進めていくことが確認されたと振り返った。

続いて、この合意を踏まえ、今後、毎年度の協議を円滑に行っていくためにも、改めて都区財政調整の制度と運用への共通理解を深められるよう協議したい。また、配分割合の中長期的安定を図ることは、都区双方の役割分担に応じた事務事業の安定的かつ計画的執行に資することから、都区双方に大きな意義があり、都区財政調整制度における基本的枠組みは、こうした考え方を基盤とし、都と特別区総体それぞれに財源保障を行ったうえで、その結果である特別区総体の財源をもとに、特別区間の財源の均衡化を図られるよう、特別区財政調整交付金を交付することで特別区間の財源調整を行い、各特別区の財源保障を行うものであると述べた上で、真摯な協議を行い、具体的な改善を図る必要があるとの令和8年度協議に臨むに当たっての考え方を示した。

その後、令和8年度財調協議に当たり、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめた。特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重し、区側提案に沿って整理することを都側に求め、提案事項の内容を説明した。

最後に、その他の費目ごとの提案内容について、関係資料をもとに説明した。

以上の都区双方の説明を踏まえ、協議では次のような議論が行われた。

(特別交付金)

区： 令和7年度財調協議において、都側から都区間の配分割合の変更と合わせ、特別交付金の割合を5%から6%に変更する案が示され、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れた。

受け入れに当たり、区側は、特別交付金の割合が6%に変更になることから、早急にルール作りが必要であると発言した。

これに対し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ねて合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論がない」という回答があった。

このことを踏まえ、算定ルールの見直しを提案する。なお、特別交付金の算定ルールは、これまでの財調協議における都区合意により、数次の改正がされ、改善が図られてきている。しかしながら、都区双方にとって、より有益な内容とするためには、更なる改善の余地があると考えているので、是非、前向きにご検討いただきたい。

都： 特別交付金の割合については、令和7年の都区協議会において、条例の本則を5%から6%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。

特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、その内容について問題はないと考えているが、区側から提案内容の詳細が示されれば、その点について都区で議論していきたいと考えている。

(過誤納還付金)

区： 過去の財調協議では、都財政に影響があり、交付金の原資に反映すべきとする都側の主張に対して、区側に負担を求めるのであれば、都区の役割分担の変更と同じことであり、配分割合の見直しが必要であることを申し上げてきた。

このような協議を続けている一方で、都は、平成17年度以降、毎年、区との合意がないまま、一方的に国に対して法令改正の要請を行っている。例年申し上げているが、これは都区の信頼関係に係ることであり、改めていただきたい。

都： 過誤納還付金については、都のみが、毎年多額の負担を強いられており、平成21年度は約759億円、平成21年度以降の累計額は約3,600億円になることから、国への提案要求を行っている。

都としては、是非とも区側の理解をいただき、都区で議論が重ねられるよう、前向きな対応をお願いしたい。

(都市計画交付金)

区： 都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されていることから都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。

都市計画税が増収傾向にある中、都市計画交付金の令和7年度当初予算額は前年度より100億円増の300億円となり増額が図られた。

区側としては、引き続き、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保や全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。

また、都市計画事業の都区双方の実施実態について、従前からの必要な情報提示の求めに、応じていただけていない。都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源が確保されているかを検証するためにも、必要な情報の提示を改めて求める。

平成 19 年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がある。それ以降の財調協議においては、都側は財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解を示し、実質的な議論ができていない。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、願います。

都： 特別区における都市計画事業の円滑な実施は、都としても重要であると考えている。

そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題等を伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和 7 年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より 100 億円増の 300 億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできた。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。

(2) 都側の総括的意見

- 都区間の財源配分について、大規模な税制改正が実施される場合や都区の役割分担において変更があった場合には、影響額を踏まえて、配分割合の見直しを求めるとの提案であるが、現時点では税制改正の動きは不透明であり、具体的な議論をする段階にはないものと考えている。
- 都区双方の役割分担について、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していくものである。
- 都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区双方が合意した「令和 7 年度都区財政調整方針」の文面のとおりである。
- 特別区相互間の財政調整については、これまでも区側の提案を尊重し、協議に臨んできたところであり、令和 8 年度の都区財政調整も、引き続き国や他の自治体から、厳しい目が向けられている中での協議となる。こうした状況の中、都区制度の根幹である都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要がある。
- そうした観点から、都側から算定方法の見直しなどを提案している。一方、区側からは、現在実施している様々な施策に関連して、需要の大幅な増加見直しの提案がされているが、こちらも同様の観点で、適正な財調算定に向け、精力的に協議していく。
- 「都区財政調整協議上の諸課題」に係る提案についてだが、先ほど発言させて

いただいたとおりである。

- ・ 財調協議においては、都区双方で議論を尽くすことが極めて重要と考える。都としては、本年度の財調協議が実りあるものとなるよう、真摯に協議に取り組んでいくので、よろしく願います。

(3) 区側の総括的意見

- ・ 都側から、都と特別区を取り巻く環境について、国や他の自治体から厳しい目線が向けられているとの認識が示され、都区財調制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく、との考え方にに基づき、提案をいただいた。
- ・ 一方で、首都直下地震への備えなどの大都市特有の行政需要を抱えている。さらに、労務単価の上昇や建築資材の高騰に伴い工事費が増加する中、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策の着実な実施など、取り組むべき喫緊の課題が山積しているが、このような状況下においても、区民サービスの水準を落とすことなく、多様化する行政需要に的確に対応していかなければならない。そのため、区側としても、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、あらゆる観点から区側提案を吟味し、主体的に取りまとめた。
- ・ 都側からは、「真摯に協議に取り組む」との発言があったが、一方で現行制度上の諸課題については、課題解決に向けた前向きな見解を示していただけでない。区側としても、都区財調制度を適切に運用していくために、誠意をもって臨んでいく。今後の協議において、区側提案に対する都側の見解を明確に示していただくとともに、前向きに議論に応じていただくよう、よろしく願います。
- ・ 本日の協議内容を踏まえた個別具体的な検討については、都区財政協議会幹事会に下命し、その結果をまって再度協議したいと思う。

5 都区財政調整協議会幹事会(第1回～第4回)における都区の主な意見

財調協議会からの下命事項に関して、令和7年12月3日から計4回にわたり、財調幹事会において議論された。一定程度整理することができた案件もあったが、「副食費の無償化(保育所等)」など、いくつかの課題については、都区の意見を一致させることはできなかった。また、都市計画交付金の改善については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはならなかった。

このような状況ではあったが、令和8年1月6日の第4回財調幹事会で財源見通し等を踏まえた令和7年度算定残の取扱い、令和8年度の財源を踏まえた対応に係る考え方を整理できたことから、都区財政調整協議上の諸課題などは引き続きの課題として整理の上、下命事項に関する財調幹事会の検討結果を取りまとめた。

財調幹事会においては、主に以下のような協議が行われた。

(協議に臨む姿勢)

都： 都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

こうした中においても、東京の持続的発展を実現するためには、都と特別区が、大都市東京をともに支えるパートナーとして、これまで以上に連携し、必要な施策を、時機を逸することなく的確に講じていく必要があるが、都と特別

区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられており、都区双方で同じ危機感を持って対応していかなければならない。

そのため、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、適切に運営していかなければならない。

都税収入についても、現時点で、令和7年度最終見込みや令和8年度の見込みは示されていないが、景気は緩やかに回復しているとされているものの、企業収益は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられるとされている。また、物価高騰が長引く中、先行きについては引き続き楽観視できる状況にはない。

都としては、こうした基本認識に則って、令和8年度財調協議に当たって必要な提案を行っている。

今後、区側提案とあわせて、精力的に協議していく。

区： 特別区は、首都直下地震への備えや、超高齢社会への対応などをはじめとした、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。さらに、労務単価の上昇や建築資材の高騰に伴って工事費が増加する中、高度経済成長期に集中的に整備され、次々に改築時期を迎える公共施設の老朽化対策の着実な実施など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

令和8年度財調協議にあたっては、現在の社会経済状況の中において、特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、区側提案事項を吟味し、取りまとめている。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区による調整結果を最大限尊重していただき、区側提案に沿った整理が行われるよう対応をお願いします。

(高校生等医療費助成事業費)

区： 本事業の財源について、都区で協議した結果、所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間は、都が全額負担することとなっている。その後、昨年度の高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」では、令和7年10月からの所得制限撤廃について合意する一方で、令和8年度以降の財源について、区の負担割合を2分の1とする都側の提案に対し、事業の提案者である都側が10分の10負担すべきという区側の考えに変わりはないものの、財調協議の場で議論することを前提とし、合意するとされた。一方、自己負担金については、引き続きの課題とされたところである。

また、令和7年度まで特別区では、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るため、区の負担で都補助の対象外となっている所得制限・自己負担金を設定せずに事業実施してきた。

その実態を財調に反映させるよう、区側から提案し、これまでも都区で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の基準が合理的かつ妥当な水準であるといった見解が示され、協議不調となっている。

国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、令和6年の「合計特殊出生率」は、都道府県別では東京都だけが1.00を切り、0.96となり、昨年に続き過去最低を更新している。こうした状況の中、都においては、望む人が安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて、0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援等に取り組んでいる。その他、国においても児童手当の対象を高校生まで拡大する等している。このように、今後、少子化対策に向けた取

組は、国、地方問わずより一層拡充されていくものと考えている。

こうした取り巻く状況の変化や、これまでの都区の協議経過を踏まえ、都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分及び一部自己負担金の区負担分について、基準財政需要額に算定することを提案する。なお、一部自己負担金については、取扱いが都と区で整理されるまでの時限算定とする。

これからの東京の未来を担っていく子どもたちの健やかな成長に大きく寄与する本事業について、都区の連携・協力を一層進めていくためにも、是非前向きな検討をお願いします。

都： 都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。

こうした中、昨年度実施された高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、令和7年10月から所得制限を撤廃すること、及び、都の実施する高校生等医療費助成について、令和8年度以降は本則を適用し、負担割合は区2分の1、都2分の1とすること、これらを踏まえ、高校生等医療費助成の所得制限の撤廃・本則の適用にあたっては、各区の負担分について、都区財政調整の基準財政需要額として算定していくことを、財調協議の場で議論していくことがまとめられた。

これまでの協議における整理を踏まえ、都側の考えを申し上げる。

まず、都事業において、令和8年度から本則が適用されることによる、区負担分2分の1については、基準財政需要額として算定することで合意をしたいと考えている。

一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分については、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。

したがって、都側としては、都事業の基準に基づき、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべきと考える。

区： 区負担分2分の1について、基準財政需要額として算定し、合意することに異論はない。しかし、本事業は都が一方向的に発表し、補助基準について、都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されないまま、開始されたものである。本年10月より所得制限が撤廃されたものの、一部自己負担金の設定は残ったままとなっており、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の医療費助成制度を踏まえたものになっていない。

このような経緯から、一部自己負担金の区負担分について、都の補助基準が財調の合理的かつ妥当な水準であると主張し、標準的な需要ではないとすることは、到底容認できない。

一部自己負担金については、必要とする区民が躊躇せず、安心して医療サービスを受けられるよう、特別区が足並みを揃え、全区で、区の負担とし、事業を実施しているものである。また、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえると、特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であり、財調上算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。

都： 本事業については、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。

区： 都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとするのは、特別区の実態をないがしろにしている。

区としては、都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分はもとより、一部自己負担金の区負担分についても、都補助の水準を以て算定するのではなく、特別区の事業実態や特別区が作り上げたサービス水準から、基準財政需要額に算定すべきと考える。

また、これまでの高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、自己負担については、見解が一致せず、引き続きの課題とされているものの、区側は、都補助に自己負担は設けるべきではないことを主張している。そういったこれまでの協議の経過等も踏まえ、少なくとも、都区の間で自己負担分の整理がされるまでの間は、一部自己負担金の区負担分について、財調上算定されるべきものと考えている。

都： 特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握している。

なお、一部自己負担金相当額の設定については、都区で見解の相違があることは承知しているが、一方で、都の補助基準の範囲内の区負担分2分の1を基準財政需要額として算定することについては、前回の幹事会において、区側からも合意することに異論はない、との見解が示されたところである。

この点について、区側として、今回の財調協議で合意する意向をお持ちであれば、次回、修正案をご提示いただくようお願いする。

区： 本事業における、都の補助基準が特別区におけるサービス水準を踏まえたものになっていないことを認識しているにもかかわらず、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるという考えに固執し、さらに、区負担分2分の1の算定を合意したければ、修正案を提示するよう迫ってくる都側の姿勢は、真摯に協議に取り組んでいるとは言えず、遺憾である。

本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。一方で、第2回幹事会において発言したとおり、区負担分2分の1について、基準財政需要額として算定し、合意すること自体には異論はない。このため、都側の意見を踏まえた修正案をまとめているので、確認いただきたい。

都： 今回提示された修正案等については、都側の意見を踏まえたものとなり、合理的かつ妥当な水準であることから、修正案に沿って整理する。

（【態容補正】農漁業振興経費）

区： 過去の協議においては、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれている等の課題を都区で共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて都区で検討していくことを確認した。

今年度の区側提案は、過去協議及び特別区の実態等を踏まえ、より実態に即した算定となるよう、算定方法及び1世帯当たり経費等を取りまとめた。

具体的な提案内容は、以下の4点である。

1点目が、漁業振興経費について、事業実施区が1区に留まっている実態を踏まえた、算定の廃止である。「水産基本法」において、地方公共団体は、自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定及び実施する責務を有することから、引き続き財調上で算定されるべきと考えている。しかしながら、漁業振興経費

の算定を継続する場合、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、廃止を提案するものである。

2点目が、算定方法について、特別区の実態と農林業センサスとの関連性を踏まえ、経営耕地のある農業世帯数に応じて加算するものへの見直しである。1点目により、漁業世帯を測定単位から除いた場合でも、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、見直しを提案するものである。

3点目が、標準区数値について、これまで申し上げた2点を踏まえ、事業実施区の経営耕地のある農業世帯数の平均値である123世帯への見直しを提案するものである。

4点目が、1世帯当たり経費について、事業実施区での普遍性が認められる事業による設定とするため、算定される事業の見直しを提案するものである。

なお、区民農園については、その目的が、農業の振興よりも、区民の余暇活動の充実に資する性格が強いこと、また、農業まつりや農福連携事業、産学公連携事業等については、実施区が一部に限られていることから、それぞれ1世帯当たり経費の積算対象外と整理している。

都： 令和4年度財調協議において、算定方法改善のため農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す都側提案を行ったが、区側より事業を実施しているにもかかわらず、算定されない区が生じることとなることから、都案は妥当ではないとし、不調となっている。

一方で、算定に当たっての条件設定や指標などについて、都区で検討していくことを確認した。

区側提案について、都の見解を申し上げる。

まず、漁業振興経費を廃止する点については、区の実態を踏まえ、妥当であると考えます。

また、算定に用いる指標を農漁業世帯数から経営耕地のある農業世帯数に変更することで、現行算定の問題点として共有していた、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれていることにより、補正が適切に機能していない点について、解消していることを確認できたため、都としても妥当であると考えます。加えて、標準区における世帯数の変更についても異論はない。

しかし、1世帯当たり経費設定に含めている「算定される事業」について、事業名だけでは、どのような事業が該当するのか明確ではない部分がある。

都区の認識を一致させるため、各事業の内容を一定程度明確にして整理する必要があると考えますが、区側の見解を伺う。

区： 区としても、各事業の内容を一定程度明確にし、都区の認識を一致させることに異論はない。

については、1世帯当たり経費の積算対象及び対象外として整理した事業に係る事業区分別の主な事業について、区側の認識を論点メモとして取りまとめた。

都： 論点メモについて、各事業の内容は、一定程度明確になっており、都側としても異論はないので、区側の論点メモのとおり整理したい。

なお、1世帯当たり経費の積算に当たっては、標準的な需要として妥当とは言えない経費が含まれているため、当該経費を除外する必要があると考えます。

区： 都側の意見を踏まえ、1世帯当たり経費の精査を行ったので、確認いただきたい。

また、本修正案にて協議が整った場合は、漁業振興経費の算定廃止を踏まえ、

事業名を農漁業振興経費から農業振興経費に変更したい。

なお、積算対象外として整理した区民農園や、農業まつり並びに農福連携事業等の実施区が一部に限られる事業、その他の積算対象事業に該当しない事業については、特別交付金の算定ルールに記載の「基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要」に該当するものであることから、特別交付金により算定すべき事業であると認識しているが、都側の見解を伺う。

都： 区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていることから、修正案に沿って整理したい。

なお、積算対象外事業について、都としても、各区において、基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要と判断して申請される区の考えは理解している。

しかしながら、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。また、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されるものであり、本事業についても、同様に算定ルールに則って取り扱われるものとする。

区： 区側としては、都側の発言を踏まえ、積算対象外事業については、特別交付金の算定事由に合致するものと理解する。

(副食費の無償化(保育所等))

区： 国の方針では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に向けて、3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされた。ただし、2号認定の副食費は、保育料に含まれていた経緯もあり、保護者負担の軽減の観点から、認可保育所及び認定こども園について、全区で無償化を実施している。

都は、「少子化対策は一刻の猶予もない」として、学校給食費の負担軽減事業や保育料の第一子無償化等の子育て費用支援を実施しており、これは本事業の目的と同一である。全区で実施している実態を踏まえると、算定すべきと考える。

都： 令和元年10月から、国の制度において、幼児教育・保育の無償化が実施され、それに合わせて、副食費について施設による徴収を基本とすることとされた。

都区財政調整においても、3歳から5歳までの児童に係る副食費の徴収及び免除について、国制度を反映しており、この算定が標準的な需要であると考えている。

現時点で、国制度において副食費は実費徴収とされていることから、副食費の無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。

区： 国制度においては、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされているが、都区財政調整において、主食費の無償化に係る経費については、既に算定されている。

国制度において実費徴収とされていることを理由に、副食費の無償化に係る経費が標準的な需要とはいえないと主張するのであれば、主食費についても同様のはずである。

それにもかかわらず、副食費の無償化のみ標準的な需要とはいえないと考え

る理由について、都側の見解を伺う。

都： 主食費に係る経費については、過去の財調協議において整理された上で算定されているものと考えている。

一方、副食費については、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴う国制度の変更を反映しているものであり、無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。

区： 主食費に係る経費について、国制度の変更に関わらず、過去の財調協議により算定していることを踏まえれば、副食費についても同様に、区の実態を反映すべきである。

都は、保育料の第一子無償化により、0 歳から 2 歳までの子どもたちの保育料を無償化しているが、この保育料には副食費が含まれている。このため、0 歳から 2 歳の保育料を無償化することは、同時に副食費を無償化することとなる。

また、学校給食費保護者負担軽減事業費は、令和 7 年度財調協議において整理された上で算定されているが、学校給食にはごはん・パンといった主食だけでなく、おかず・牛乳といった副食も含まれている。

これらは、「0 歳から 18 歳まで、切れ目のない経済的支援」として都が掲げる施策であり、別途協議中の事業もあるが、都区財政調整においても適切に反映されている。同じ副食費に係る経費であるにもかかわらず、3 歳から 5 歳のみ、標準的な需要とはいえないと考える理由について、都側の見解を伺う。

都： 繰り返しになるが、3歳から5歳までの児童に係る副食費については、国制度において実費徴収とされていることから、無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。

区： 区側は理由を伺っているにもかかわらず、都側はこれまでの協議と同様の発言を繰り返すのみであり、一向に議論を進展させることができなかった。こうした都側の姿勢は、真摯に協議に取り組んでいるとは言えず、遺憾である。

これまで述べたとおり、本事業は保護者負担軽減の観点から、全区で実施している状況にある。また、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえれば、都全域を対象とした国の基準ではなく、特別区域におけるサービス水準により算定すべきと考える。

こうした背景を踏まえると、本事業が「あるべき需要」であるかについて、引き続き都区で議論を続けていく必要があると考える。

都： 都側としては、副食費については、現行の国制度を反映した算定が標準的な需要であると考えている。

(投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映)

区： 今回の見直しは、令和 7 年度財調協議において投資的経費の標準事業規模を見直したことに伴い、標準施設の経常的な維持管理運営費について、現時点での区側の実態を反映させる必要があることから提案を行うものである。

第一に、今回見直しを提案する施設について、令和 7 年度財調協議で標準事業規模を見直した 24 施設としている。各施設の箇所数及び固定比率については、投資的経費の標準施設と整合させて設定している。また、直営委託比率については、直営施設と指定管理者制度を導入している施設の運営比率を調査し、そ

の結果に基づき設定している。

第二に、経費の算出方法について、施設ごとに節または細節の決算総額を施設面積で割り返し、節ごとの1㎡当たりの単価を算出している。その算出した1㎡当たりの単価に、投資的経費の標準事業規模を乗じることで、標準施設としての経費を設定している。

第三に、標準区職員数について、先ほど申し上げた、施設の箇所数及び固定比率、直営委託比率の見直しと整合させて設定している。

今回の見直しは、投資的経費の見直しに合わせ、経常的経費についても区側の現下の実態を反映させるべく、大規模な調査を行い、取りまとめたものである。自主・自律的な区間配分調整を踏まえ取りまとめた本提案について、前向きな検討をしていただくようお願いする。

都： 投資的経費については、昨年度の財調協議で区側から提案があり、都区で協議を重ね、平成25年度財調協議以来となる全体的な見直しについて、取りまとめを行った。それに伴い、今回、区側から、経常的な維持管理運営費への反映に関する提案があった。

経常的経費の見直しについても、平成26年度財調協議以来の全体的な見直しとなるが、都側としても、現下の社会・経済情勢や各区の実態等を踏まえて、適切な見直しは必要であると認識している。

都側において、経費の算出方法、固定費と比例費の比率、直営施設と委託施設の比率、及び標準職員数などを確認した。その中で、特に確認をいただきたい事項について申し上げる。

まず、標準事業規模の見直しについてである。投資的経費の見直しの際の調査結果と、今回の調査結果を比較すると、大きな差が見られる施設がある。これらの施設については、今回の調査結果を踏まえた標準事業規模の見直しが必要と考える。

次に経費の設定方法についてである。土木費における公園内の公衆便所に係る維持管理については、公園と一体的な管理を行っている実態があると思われることから、公園の維持管理費と合わせて所要経費を検討する必要があると考える。また、現行算定は清掃回数などのモデルを設定しているため、その点も検証すべきと考える。

この他、各施設の個別の経費についても、精査が必要であると考えている。

区： 標準事業規模については、昨年度の投資的経費の見直しにおいて都区で検討を重ね、協議の上で整理したものである。そのため、再度の見直しについては慎重に検討すべきものと考えているが、都側の意見を踏まえ、今回の調査結果に基づきメニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて標準事業規模の設定を行った。

次に、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、区側としても、公園全体で一体的な管理が行われている実態があることを認識している。そのため、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を行うことに異論はない。

この他、各施設の経費についても、都側の意見を踏まえ、区側提案を再整理しているので、確認願いたい。

都： 公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、区側からも同じ認識が示

されたことから、次年度以降、改めて見直しを検討するものとして整理したいと考える。

一部施設に係る標準事業規模の見直しについては、今回の調査結果を踏まえた再設定が妥当であると考ええる。

その他、各施設の経費についても、精査の上、再整理されており、合理的かつ妥当な水準であることから、修正案に沿って整理したいと考える。

区： 今回の経常的経費への反映では、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、協議が整わず次年度以降に公園維持管理費と一体的な見直しを検討すると整理された。

一方、その他の施設については、特別区の実態を算定に反映するほか、標準事業規模の再設定も行うなど、昨年度の「投資的経費の見直し」から引き続き協議が一定程度整理できたと考えている。

今回整理した課題のほか、今後状況の変化等がある場合は、改めて協議していく必要があると考えているので、よろしく願います。

（基準財政需要額のあり方）

区： 都区財政調整制度は、都と特別区の間のみ適用される制度であるため、区間配分に用いる「あるべき需要」については、「合理的かつ妥当な水準」の観点において、特別区のおかれた実態に適合させるべきである。

そのため、これまでの協議において、区側は、単独事業であっても、特別区で標準的に行われている事業であれば、その実態をもって、「合理的かつ妥当な水準」に達した「あるべき需要」として算定すべきと提案している。

一方、都側は、その「あるべき需要」を判断する「合理的かつ妥当な水準」は、全国の市町村が義務的に行う事務のほか、国または都が示した基準であると主張している。このように、「基準財政需要額のあり方」についての都区の考え方に大きな乖離があるため、協議が不調となる事業が散見される状況である。

基準財政需要額のあり方を考えるに当たり、そもそも、都と特別区の間のみ適用される財調制度と全国の市町村を対象とする地方交付税制度では、制度の構造上、基準財政需要額として捕捉すべき範囲が、次のとおり異なる。

まず、固定資産税等の調整税の留保財源に関するものである。地方交付税制度では、基準財政収入額の算定の際、調整税の25%分が自主財源事業に充てるための留保財源とされることから、その分は、基準財政需要額に反映されない。

一方、財調制度では、調整税の全額が都区間で財源配分を行う原資となるため留保財源は発生しない。そのため、調整税の一定割合に係る分の全額、地方交付税制度では留保財源とされる分も、基準財政需要額として捕捉する必要があると考える。

次に、地方交付税算定上の財源超過分に関するものである。財調制度は、地方交付税の都区合算による適用があった後の都区間の財源配分を行う制度であり、地方交付税算定上の財源超過分も含めて調整を行うものと考ええる。そのため、財調制度では、その分地方交付税以上に基準財政需要額を捕捉する必要があると考える。

基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも、財調制度の方が広いと考える。

加えて、財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、

特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定がされるべきと考える。以上を踏まえ、基準財政需要額のあり方についての都側の見解を伺う。

都： 都区財政調整制度が準ずる地方交付税法の逐条解説では、基準財政需要額について、「各地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要を測定したものである。」と記載されている。また、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。

区： 財調制度における基準財政需要額は、国または都が示した基準に縛られず、特別区の実態を反映し算定すべきと考える。都と特別区のみで適用される財調制度において、特別区域で普遍的に実施しているものは、特別区の実態として、国や都基準以上に捕捉すべきと考えるが、都側の見解を伺う。

また、区側が算定を求めている特別区の単独事業は、特別区の区域において標準的に行われているものであり、基準財政需要額に算入することも技術的に可能である。このため、基準財政需要額に反映することが妥当と考える。

区側が算定を求めている特別区の単独事業について、基準財政需要額に反映しないことに対する都側の見解を伺う。

都： 財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。

また、都基準に関しては、「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であり、いわゆる、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。

そのため、都基準よりも上の水準の需要を財調算入する場合には、「大都市需要」として論理的に説明できることが必要と考える。なお、この考え方は、国基準しかない場合についても同様である。

区： 財調制度は都と特別区の間にも適用される制度であることから、「あるべき需要」の観点において、特別区の実態に適合した算定とすべきであり、地方交付税の算入水準や類似団体と比較して判断するものではない。また、地方交付税で算定していない事業を算定している実態もある。

このような中、特別区の区域における区民ニーズに応えるため標準的に行われている実態があり、基準財政需要額への算入も技術的に可能である特別区の単独事業を財調制度上、算定可否を明確にしないことには、疑問を抱かざるをえない。

今回は基準財政需要額のあり方、特に「あるべき需要」の考え方について協議したが、都区の見解を一致させるまでには至らなかった。財調制度への共通理解を深められるよう、引き続き都区で議論していきたいと考えているので、よろしく願います。

都： 都としては、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものであると考えており、特別

区の実態があることをもって、直ちに「合理的かつ妥当な水準」の論理的な説明になるとは認識していない。

大都市需要として論理的に説明できる需要について提案があれば、引き続き、真摯に議論すべきと考えている。

(財源を踏まえた対応)

区： 令和8年度財源見通しについて、普通交付金の財源は、所要額に比べ上回る見込みである。

今回の協議においても、一部の事業で都区の考え方を一致させることができず、依然として需要額算定すべき事業が多く積み残っていると考えている。一方、各区では、高度経済成長期に建設された公共施設が一斉に更新の時期を迎えており、学校をはじめ、公共施設の多くは災害時における避難所に指定されていることから、老朽化対策は喫緊の課題となっている。

そこで、区側としては、現在の協議状況及び特別区の現状を勘案し、財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を提案する。

都： 発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となることから、必要な改築は適時行うことが求められるものと考えられる。また、過去のリーマンショックによる減収への対応として、それ以前に臨時算定した改築経費が存在したことから、当該時期の年度事業量を0とすることで対応した経緯もあるため、区側の提案については、都側としても異論はない。

なお、平成31年度財調協議で整理したとおり、公共施設改築需要の集中期の対応については、区側の検証により、財調上、過去の臨時的算定により対応が済んでいることが明らかになっていることから、今回の再調整及び臨時的算定についても、引き続き、費目別、標準施設別で臨時的に算定した額と年度事業量を都区双方で管理し、後年度の不況時の対応に資することとする。

(特別交付金)

区： 令和7年度財調協議において、区側は、特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、早急にルール作りが必要であると発言した。

これに対し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ねて合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論がない」という回答があった。

このことを踏まえ、算定ルールの見直しについては是非、前向きな議論をお願いする。

1つ目は「交付率の変更等」についてである。

現行の算定ルールには、算定項目「C-U その他特別の事情」の交付率が明示されていない。また、算定項目「B-E 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」の交付率は「原則2分の1以上」と明示されている。

提案に当たり、算定事業を分析した結果、「C-U」は、交付率「4分の1」で算定されている事業が最も多いこと、また、交付率毎に事業の共通性がみられることを、また、「B-E」は、ほぼ全ての事業が交付率「3分の2」で算定されていることを確認した。

こうした実態を踏まえ、交付率の変更等に係る算定の改善について提案する。

具体的には、算定項目「C-U」の原則の交付率を実態に合わせて明示すること、加えて、交付率の引き上げの目安を作成し明示すること。

また、算定項目「B-E」の原則の交付率を実態に合わせて変更することである。

本提案により交付率及び引き上げの目安が明らかになり、算定の予見性が高まる等の算定ルールの改善が見込まれるものとする。

2つ目は、算定項目「C-I 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法の変更についてである。

令和7年度財調協議において、算定項目「C-I」の算出方法に係る算定ルールの見直しについて、協議が整わなかった項目として整理されている。

令和8年度財調協議に向けて、算定項目「C-I」に関して調査した結果、多くの算定事業が実績額により算定されていること、また、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため実績額を下回るといった乖離があることが確認された。

こうした実態を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案する。

都： 区側から「交付率の変更等」と「算定項目『C-I 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応』の算出方法の変更」の2点に関する発言があった。

特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、その内容について問題はないと考えているが、区側から示された提案内容について、都の考えを申し上げる。

まず1点目についてであるが、区側提案は、分析結果を踏まえ、算定項目「C-U」及び「B-E」の交付率を実態に合わせて、加えて、算定項目「C-U」の交付率の引き上げの目安を作成し明示するという内容である。

しかし、交付率の変更等は、予見性という観点からだけではなく、様々な観点から検討を行う必要があると考えるが、区側の見解を伺う。

次に、2点目についてであるが、算定ルールにおいて、算定項目「C-I」の算出方法は、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額となっている。

この算出方法については、令和7年度財調協議において、区側から、「C-I」対象事業のうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものについて、事業終了年度の財調単価をもとに精算する、という内容の提案がされたところである。

これに対し、都側からは、精算をするならば、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算すべき、という考えを述べ、協議が整わなかった項目として整理された経緯がある。

令和7年度財調協議における区側提案は、財調単価による算定を前提とした提案であった一方、今回の提案は、財調単価による算定を廃止し、実績額による算定のみとする提案となっており、昨年度協議における提案内容と考えが変わっているが、その理由を伺う。

また、「C-I」の算出方法は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものであり、実績額による算定の場合、区間配分に課題が残ると考えるが、区側の見解を伺う。

区： 区側は、実態を踏まえた交付率を算定ルールに明示することで、算定の予見性が高まるものと考えている。また、現状より、さらに精度の高い予算編成が可能になる等、財政運営上のメリットにつながるものと考えている。加えて、交付率等について、都区双方で共通の認識を持つことで、交付率に関する事務上のやりとりが低減され、事務負担軽減にもつながるものと考えている。

なお、都区双方の協議によって定められている算定ルールに交付率が明示されることは、透明性、公平性の向上に資するものであると考えている。

次に、「算定項目『Cーイ』の算出方法の変更」について、令和8年度財調協議に向けた調査の結果、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため、実績額を下回るといった乖離があるなど、昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態が、あらためて確認された。

このことを踏まえ、建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を漏れなく捕捉できる、実績額による算定の方が、財調単価による算定と比較して、より妥当であるとの考えに至った。

特別交付金は、基準財政需要額によって捕捉されなかった特別の財政需要を算定するものであり、差異が生じること自体、特別交付金の性格にも相反するものではなく、各区の大規模改修や改築の規模、単価の差異自体も特別の財政需要であると考えている。

また、区間配分について、その当事者である特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、総意として主体的に取りまとめたものである。

都： まず1点目についてであるが、「交付率の変更等」を行う理由について、区側から「算定の予見性」という観点と、都区双方で共通の認識を持つことによる「事務負担軽減」という観点からの提案である旨の見解が述べられた。

「交付率の変更等」についてであるが、前提として、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。

また、交付率の引き上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであり、あらかじめ目安を作成し明示するものではないと考えている。

都側としては、「交付率の変更等」を検討するに当たっては、区側が考える観点だけではなく、景気後退時における調整税等の減収局面も考慮する必要があることから、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではないと考えている。

次に2点目についてであるが、令和7年度財調協議における区側提案も同様の理由であったことから、考えが変わった理由について十分な説明となっていない。

区側提案は実績ありきの提案であり、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためという「算定項目『Cーイ』の算出方法」の目的を十分に踏まえた上での提案になっていないと考えている。

都側としては、都区で合意した算定ルールに則り、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえれば、何故調整を行う必要がなくなったのか区側から明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではないと考えている。

なお、昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態があるということについては、令和7年度財調協議で述べたとおり、財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきと考えている。

区： 「交付率の変更等」について、区側は、算定ルールに交付率を明示するに当たって、算定項目「C-U」について、「原則4分の1以上」と、「原則」をつけることを想定しており、都側が懸念した景気後退局面等の様々な状況に応じた、運用が可能と考える。

目安については、交付率の引上げ基準のように、算定することをあらかじめ約束するものではなく、参考となるものを示すことを提案しており、都側の懸念は当たらないと考える。例えば、過去の引き上げ実績をお示しいただくことも、目安になりうると考えるが、都側の見解を伺う。

次に、「算定項目『C-I』の算出方法の変更」について、現行の算定ルールは、平成19年に行われた特別交付金の算定ルールに係る協議を経て定められ、既に15年以上経過している。この間、東日本大震災の復興、オリンピック需要、ウクライナ情勢、急激な円安等、都区を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化している。

また、物価高騰による影響は特別区の行政活動のあらゆる場面で表出しており、看過できないものとなっている。算定ルールは、その時々状況を迅速かつ的確に捉え、都区双方にとって、よりよいものとなるよう、適宜、見直しを図っていくべきである。

区側としては、社会・経済情勢の変化や建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を踏まえ、算定項目「C-I」を実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であると考えます。

一方、都側から、昨今の建築資材の高騰等により、工事費が増加している実態について意見があり、今回の協議において、実績額で算出する方法について、都区双方の見解を一致させることは困難であると考えます。

区側としては、実績額で算出する方法が妥当であるという考えに変わりはないものの、現下の状況を看過することもできない。そこで、都側からの意見を踏まえた検証を行い、その結果を反映した変更案を提出する。詳細については、論点メモをご覧ください。

まず、上欄の現行の算出方法は、申請初年度の財調単価に整備面積を乗じた額が分割して交付され、財調単価が増加した場合でも、精算されない。この方法では、申請初年度の財調単価で算定額が固定されるため、工事期間に係る建築資材高騰等による工事費の増加に対応することができない。

次に、下欄の変更案だが、第2回幹事会での都側の意見にもとづき、事業終了年度において、申請初年度から事業終了年度の平均財調単価に整備面積を乗じた額で精算する方法である。この算出方法により、財調単価が増加した場合、工事費の増加に対し、一定程度、対応することができるものと考えます。

なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求める。

都： 区側から、算定項目「C-U」について、「原則4分の1以上」と、「原則」をつけることで、様々な状況に応じた運用が可能との見解が述べられた。

しかし、この区側の見解であると、これまで区側が主張していた「算定の予見性が高まる」という点については見込むことができないと考える。

そもそも、現行の算定ルールでも、様々な状況に応じた運用が可能となっていることから算定ルールを変更すべき理由はないと考えている。

また、過去の交付率の引き上げ実績を示すことについてであるが、交付率は、各区に対して事業毎に通知しているため、区側で情報共有すれば実現するもの

と考える。

区側から「算定項目『Cーイ』における算定方法の変更」に関して、変更案と論点メモが示された。

区側の変更案については、都側の意見を踏まえたものであり、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することで、財調単価の上昇及び下降を反映することが出来るため、妥当と考える。

また、本件について、今年度から適用することに都としても異論はない。

区： まず、「交付率の変更等」について、算定項目「Cーウ」は原則となる交付率が、算定ルール上、何も明示されておらず、算定の予見性が一切担保されていない。他の算定項目と同様、原則の交付率が算定ルールに明示されることで、交付率の基準が明確になり、区側での算定の予見性は高まるものとする。

また、区側は算定の予見性の観点だけでなく、事務負担軽減、及び透明性、公平性の向上の観点も踏まえて、提案している。

区側としては、本提案が、都区双方にとって、よりよい見直しになるものと考え、誠実に説明を行った。しかし、都側に意図が十分には伝わらず、今回の協議で、都区双方の見解を一致させることは困難であるとする。

区側は、今回の協議における都側の意見も踏まえ、今後も様々な観点から「交付率の変更等」について検証していく。

次に、「算定項目『Cーイ』の算出方法の変更」については、区側が当初提案した実績額での算定に代えて、都側の意見を踏まえた、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算する、区側の変更案に沿った整理がされた。

今回、特別交付金の算定ルールの見直しについて、一定の整理ができたが、次年度は、特別交付金の割合が6%になった後の算定結果が明らかになるため、あらためて、その影響の検証が必要とする。

算定ルールの見直しについて、引き続き、協議を行いたいとする。その際は、前向きな議論をお願いする。

(都市計画交付金)

区： 引き続き、都区双方の都市計画事業の実績に見合うよう財源を確保すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。

また、都市計画事業の都区双方の実施実態について、従前からの必要な情報提示の求めに、応じていただけていない。都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源について、都区で協議するには、都区の都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。

平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がある。それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。

都： 都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であるとする

ている。

そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできた。

今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。

区： 区側からの提案や求めについて、都側から明確な回答はなかった。

区側は、全都市計画事業の交付対象化、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保、交付率の上限撤廃の3つが合せて改善されなければ、課題の根本的な解決は図られないと考える。

このうち、交付率については、都市計画交付金総額を都区双方の実績に見合ったものとする妨げとなっているだけでなく、交付金に執行残が生じる要因ともなっている。

令和7年度予算額が300億円に増額されたところだが、前回、増額された平成29年度は、特別区が事業費ベースで800億円以上の都市計画事業を実施しているにも関わらず、交付率に上限があるために交付額が約170億円にとどまり、30億円を超える執行残が生じた。

このように、交付率の上限により執行残が生じることは、避けるべきであることから、交付率について上限を撤廃すべきと考えるが、都側の見解を伺う。

都： 前回の幹事会での発言と繰り返しになる部分もあるが、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図ってきた。また、交付率については、弾力的な運用を行っている。

都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。

区： 現行制度において、交付率の弾力的な運用が行われていることは区側も当然に承知している。その上で、現行制度の見直すべき点を指摘しているので、改めて都側の見解を伺う。

加えて、都市計画交付金算定要領において、「前後10パーセント程度の弾力的適用を図る」とされているが、特別区における都市計画事業の円滑な実施が重要であるならば、交付率が低下する場合の弾力的な運用は必要ないと考える。このことについても、都側の見解を伺う。

こうした交付率の問題は、都が都市計画事業費及びその地方債償還金を都市計画税で賄うなか、なぜ特別区だけが都市計画事業費の大部分を一般財源である財調交付金で対応しなければならないのかという、制度の根本的な問題に繋がっている。

区側として協議を求めているのは、特別区の総意である「都市計画交付金の抜本的な見直し」についてであり、これは個別の区ごとに協議するものではなく、都と特別区の間で、特別区の総意としての提案を受け、協議すべき性格のものとする。

過去には財調協議の場を中心に整理してきた経緯があることも踏まえ、財調協議の場で議論すべきものとするが、都側の見解を伺う。

また、本来的に財調協議の場で議論すべきであるという区側の立場に変わりはないが、財調協議の場において議論ができないのであれば、財調協議とは別に、協議体を設置し議論を行うべきと考えるが、都側の見解を伺う。

都： 区側から発言のあった4点について、あわせて都の考え方をお示しする。

都はこれまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできた。

都市計画交付金の運用に当たっては、今後も特別区の都市計画事業が円滑に促進されるよう、各区から直接、現状や課題などを伺いながら適切に対応していく。

区： 今年度の協議においても、区側から、全都市計画事業の交付対象化、交付率の撤廃・改善、特別区の都市計画事業の実績に見合う財源の確保や、都市計画事業のあり方についての協議体の設置、といった提案を行ったが、都側は例年同様の発言を繰り返すばかりで、議論を進展させることができなかった。

各区に現状や課題などを個別に伺うのではなく、23区の代表者である我々との財調協議の場における議論に応じるべきである。

都市計画交付金については、引き続きの課題にせざるを得ないが、特別区における都市計画事業の円滑な実施のためには、都区での議論が不可欠であると考えてるので、都側の対応をお願いします。

都： 都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応していく。

6 第2回都区財政調整協議会（令和8年1月7日）

(1) 協議内容

第2回都区財政調整協議会では、はじめに、財調幹事会から協議の取りまとめについて報告があった。

次に、都側から令和7年度及び令和8年度の財調交付金の財源見通し（令和8年1月7日時点）について次のように説明があった。

（令和7年度財源見通し）

- ・ 令和7年度の調整税等の最終見込額は、当初フレームと比較して、固定資産税は6億円の増、市町村民税法人分は727億円の増、特別土地保有税は増減なし、法人事業税交付対象額は51億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は増減なしと見込んでいる。
- ・ 調整税等の総額は、当初フレームと比較して、785億円の増と見込んでいる。財調交付金の56%相当で計算すると、440億円の増となり、普通交付金では413億円の増、特別交付金では26億円の増となる。
- ・ 普通交付金については、当初算定時に64億円の算定残が発生していたので、477億円が最終的な算定残となる見込みである。

（令和8年度財源見通し）

- ・ 令和8年度の財源見通しについては、令和7年度当初フレームと比較して、

固定資産税は 245 億円の増、市町村民税法人分は 700 億円の増、特別土地保有税は前年度と同額、法人事業税交付対象額は 47 億円の増、固定資産税減収補填特別交付金は前年度と同額と見込んでいる。

- ・ この結果、調整税等の合計は、2 兆 4,106 億円となり、56%相当で計算すると、1 兆 3,500 億円で、これに令和 6 年度の精算分、104 億円を加えた交付金総額は、1 兆 3,604 億円となる。このうち、94%分が普通交付金の財源で、1 兆 2,788 億円を、6%分が特別交付金の財源で、816 億円を見込んでいる。
- ・ 基準財政収入額は、令和 7 年度当初フレームと比較して、1,524 億円増の、1 兆 6,621 億円を見込んでいる。
- ・ 基準財政需要額は、現行の算定方式により、人口・道路面積などの基礎数値の増減や物騰率の影響を反映した結果、2 兆 6,618 億円となる。
- ・ 基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた令和 8 年度普通交付金所要額は、9,997 億円となり、普通交付金の財源 1 兆 2,788 億円と比べて、約 2,790 億円下回っている。

以上の都の説明を受け、区側から次のとおり考え方を示した。

(都区間の財源配分に関する事項)

- ・ 配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、現行の配分割合の下、協議を行なった。

(特別区相互間の財政調整に関する事項)

- ・ これまでの引き続きの課題をはじめ、特別区の実態及び現在の社会経済状況等を踏まえた需要の見直しの協議を行った。しかしながら、副食費の無償化（保育所等）などの課題については、都区の考え方を一致させることはできなかった。財調制度は都と特別区の間にも適用される制度であることから、財調上の基準財政需要額における「あるべき需要」や「合理的かつ妥当な水準」には、特別区の実態を反映すべきであることを改めて申し添える。

(特別交付金)

- ・ 特別交付金について、割合が6%に変更になったことを踏まえ、算定ルールの見直しを提案し、一部の項目の見直しは合意することができたものの、都区の考え方を一致させることができなかった項目もあった。区側としては、各区の安定的な財政運営や算定の透明性・公平性の向上のため、引き続き見直しに向けた議論を行いたいと考えている。

(都市計画交付金)

- ・ 今年度より予算額が 300 億円に増額されたが、引き続き、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、交付率の見直しなどを提案した。しかしながら、具体的な議論ができていない。この問題の背景には、本来基礎自治体の財源である都市計画税が、都区制度が適用されていることから、都税とされ、特別区が行う都市計画事業に直接活用できないことにある。その解決に向けた建設的な議論をお願いしたいと考えている。

(2) 区側の総括的意見

- ・ 今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となった。このような厳しい状況の中、協議を取りまとめることができたのは、これまで培ってきた都区の信頼

関係のもと、議論を尽くしてきたからであると考えている。

- ・ 今回の協議においても、都側から、国や他の自治体から、厳しい目が向けられているため、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を図っていく必要があるとの見解が示されたが、区側としても、当該年度のあるべき需要を検討し、現行算定の見直しも含め特別区の実態に則した財政需要を的確に算定されるよう取り組んできた。
- ・ 今回、特別区の喫緊の課題であるにもかかわらず、「あるべき需要」や「合理的かつ妥当な水準」の認識が一致せず、協議が整わなかった項目もあったが、今後も特別区の実態を踏まえた当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう、提案していきたいと考えている。あわせて、財調制度の共通理解を深めるための協議も引続き行いたいと考えているので、よろしく願います。
- ・ 次に、財調協議上の諸課題について、特別交付金は、一部の項目の見直しについて、合意することができたものの、都区の考え方を一致させることができなかった項目もあった。
- ・ 都市計画交付金については、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはならなかった。いずれにせよ、それぞれ、引続きの議論が必要なことは会議の冒頭に申し上げたとおりである。
- ・ いくつかの事項において、都区の認識に相違があったわけであるが、お互いの立場を尊重しながら、より強固な信頼関係に立って、議論を尽くしていくことが大事であると考えている。
- ・ 12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、固定資産税について、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、特別区の貴重な税源をさらに吸い上げる動きが見受けられる。
- ・ このような国の動きは、特別区として決して看過できるものではない。これまで以上に都と特別区が連携し、「不合理な税制改正」に、断固として反対していきたいと考えている。
- ・ 残された課題は、今後の都区双方の真摯な協議によって解決することを期待して、令和8年度当初フレーム及び令和7年度再調整の取扱いについては、幹事会が取りまとめた内容で整理することを了承したい。

(3) 都側の総括的意見

- ・ 都としても、この内容をもって、協議会のまとめとすることで了承する。
- ・ 国や他の自治体から都区に対して厳しい目が向けられる中での財調協議となった。昨年末に公表された税制改正大綱においても、東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の改悪方針が示されており、今後の都区の財源への影響が懸念される。このような国の動きは、都として到底承服できるものではなく、断固として反対していくとともに、特別区の皆様と一層の連携を図ってまいりたいと考えている。
- ・ こうした時こそ、都区双方が自らを厳しく律し、適切な制度運営・財政運営に努めていく必要があると考えている。いずれにしても、財調協議を取りまとめることができたことは、これまで都区の信頼関係のもとで、議論を積み重ねてきた成果であると考えている。
- ・ 都としては、今後とも特別区と十分協議しながら、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運用していきたいと考えているので、区側のご理解、ご協力を改めて願います。

7 区長会役員会・総会（令和8年1月9日・16日）

第2回都区財政調整協議会での協議状況及び調整の方向について、以下のように報告し、了承された。

（総括説明）

- ・ 今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となった。
- ・ 都区双方の提案について、一致点を見出すべくぎりぎりの協議を行い、双方の歩み寄りもあって、取りまとめを行うことができた。
- ・ 一方で、協議の中で、都区の見解の隔たりが埋まらないままとなった項目もあった。
- ・ また、財調協議上の諸課題について、まず、特別交付金は、一部の項目の見直しを合意することができたものの、都区の考え方を一致させることができなかった項目もあった。
- ・ 次に、都市計画交付金は、区側の提案に対し、都側から前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論とはならなかった。
- ・ 以上、残された様々な協議上の課題について、来年度以降、都区双方の真摯な協議による解決を期待するとして、協議を取りまとめることとした。
- ・ 来年度の協議は、今年度の協議の積み残しの課題のほか、物価高騰の影響や懸念される不合理な税制改正等により、都区を取り巻く財政環境が依然として不透明な厳しい状況での協議になるものと思われる。

（協議結果報告）

- ・ 令和8年度当初フレームは、令和7年度当初フレームと比較すると、基準財政収入額は1,524億円増の1兆6,621億円、基準財政需要額は2,108億円増の2兆9,409億円となり、需要額から収入額を差し引いた普通交付金総額は584億円増の1兆2,788億円となっている。
- ・ 協議課題の調整内容については、都区双方から提案のあった56項目について協議を進めてきたが、協議が整った項目は37項目となった。
- ・ 基準財政需要額の調整項目である投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映について、令和7年度財調協議の投資的経費の見直しで、標準事業規模等を再設定した24施設の維持管理運営費について、区の実態を反映するため、算定の見直しを提案した。
- ・ これに対し、都側から、標準事業規模について、昨年度の投資的経費の見直し時の調査結果と、今回の調査結果で大きな差が見られる施設については、見直しが必要であり、また、公園内の公衆便所に係る維持管理経費について、公園維持管理費と一体的な見直しを検討すべきとの見解を示された。このため、区側は、都側の意見を踏まえ、標準事業規模について、改めて設定すること、公園内の公衆便所に係る維持管理経費について、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を行うとする修正案を提示し、区側修正案に沿って整理した。
- ・ 都区財政調整協議上の諸課題である特別交付金については、まず、交付率の変更等について、区側の見解として、特別交付金の算定の予見性・透明性・公平性の向上や事務負担軽減を図るため、実態に合わせた交付率の変更等に係る算定の改善について提案した。これに対し都側から、交付率の変更等の

検討では、景気後退時における調整税等の減収局面も考慮する必要があり、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではなく、また、交付率の引上げは、あらかじめ目安を作成し明示するものではないとの見解が示され、都区双方の見解を一致させることができなかつたが、今後も区側において検証していくこととした。

- ・ 次に、算定項目「C-I」の算出方法の変更について、区側の見解として、財調単価による算定額と実績額に乖離が生じていること、昨今の建築資材の高騰等による影響を踏まえ、実績額による算定に見直すことを提案した。これに対し都側から、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえると、実績額による算定に変更すべきではなく、昨今の建築資材の高騰等による影響については、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきという見解が示された。
- ・ 区側は、特別区の実態を踏まえると、実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であるという考えに変わりはないものの、乖離が生じている現下の状況を看過することもできず、都側の見解を踏まえ、事業終了年度において、申請初年度から事業終了年度までの平均財調単価を基に精算する修正案を提示し、区側修正案に沿って整理した。
- ・ さらに、区側は、来年度以降の対応について、特別交付金の割合が6%になった後の算定結果が明らかになることを踏まえ、算定ルールの見直しについて引き続き協議していくと主張した。
- ・ 都区財政調整協議上の諸課題である都市計画交付金については、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大、全都市計画事業を交付対象化、交付率の上限撤廃などを求めた。これに対し都側は、これまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺い、必要な予算額を確保してきた。都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応していくと従来の主張が繰り返され、前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論には至らなかつた。
- ・ 今後の協議については、財調の原資となる固定資産税等を奪おうとする不合理な税制改正の動きに対応していく必要性を共有し、財調制度の適切な運用に向けて取り組んでいくことを確認した。
- ・ 令和7年度再調整については、当初算定時の算定残約64億円が、調整税等の見込の増により約477億円となっている。この算定残については、再調整を実施するものとし、6項目について追加算定することとした。

8 第3回都区財政調整協議会（令和8年1月28日）（書面開催）

第2回都区財政調整協議会において、都側から令和8年度財源見通しの説明があつたが、数値に大幅な変動があつた場合は、書面にて財調協議会を開催し、改めて諮ることと整理された。都の予算編成作業の過程において数値が大幅に変動したことを踏まえ第3回都区財政調整協議会を書面開催し、令和8年度の財源見通しの変更について了承された。

9 区長会役員会臨時会・総会臨時会（令和8年1月30日）

東京都総務局長から、令和8年度の東京都予算案及び都区財政調整について発言があつた。その後、行政部長から令和8年度都区財政調整方針案及び財調条例改正案並びに令和7年度都区財政調整再調整方針案及び財調特例条例案について説明

があり、了承された。

また、東京都主税局長から、固定資産税等の軽減措置について説明があった。

【都の説明概要】

（令和7年度東京都予算案）

- ・ 都税収入は、7兆3,856億円となり、前年度に比べて プラス4,560億円、6.6%の増となっている。
- ・ こうした税収見込みのもと、一般会計歳出予算の総額は、9兆6,530億円、令和7年度当初予算と比べてプラス4,950億円、5.4%の増となっている。

（都区財政調整協議）

- ・ 今年度の協議は、国や他の自治体から都区に対して厳しい目が向けられる中での財調協議となった。
- ・ 昨年公表された与党税制改正大綱においては、法人事業税の更なる収奪と、新たに固定資産税についても必要な措置を検討するという、東京の財源を狙い撃ちにした地方税制度の改悪方針が示されている。
- ・ このような国の動きは、都として到底承服できるものでなく、断固として反対していくとともに、特別区の皆様と一層の連携を図ってまいりたいと考えている。
- ・ 今後とも、特別区の皆さまと十分協議しながら、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度を適切に運用していきたいと考えている。

（令和8年度財調フレーム）

- ・ 調整税等の総額は、2兆4,106億円、対前年度4.3%の増を見込んでいる。
- ・ これに配分割合56%を乗じ、令和6年度分の「精算分」を加えた令和8年度の交付金総額は、1兆3,604億円となる。
- ・ このうちの94%が普通交付金で1兆2,788億円、6%が特別交付金で816億円である。
- ・ 基準財政収入額及び基準財政需要額は、資料に記載のとおりである。

（令和7年度再調整）

- ・ 普通交付金の再調整額は、477億円である。
- ・ 再調整の内容は、普通交付金については、473億円を追加交付することとし、特別交付金に4億円を加算するものである。
- ・ 再調整後の交付金の総額は1兆3,422億円となり、普通交付金は1兆2,612億円、特別交付金は810億円となる。

10 都区協議会（令和8年2月3日）

(1) 都知事発言

- ・ 令和8年度の都区財政調整について、吉住会長はじめ、役員の皆様方のご尽力を賜った。
- ・ 今、世界を見回すと、国際情勢はかつてない緊迫の状況である。
- ・ また、自然災害は、昨年度は八丈島が2回も台風に襲われるなど非常に激甚化し、洪水なども何ヵ所で見られた。さらに、ChatGPTが世の中に出回ったのがほんの数年前だが、今、世の中の様相はかなりの変化を見せている。

- ・ これらのことを考えると、想像・想定をはるかに超えるような変化の大波が到来していると感じざるを得ない。こうした波をポジティブな流れに転じ、持続可能な社会を実現するには、都市と地方が共に輝き、本当の意味での成長力を育む必要がある。
- ・ こうした中、昨年公表された与党税制改正大綱では、法人事業税の更なる収奪と、新たに固定資産税についても必要な措置を検討するという、東京の財源を狙い撃ちにした、地方税制度の改悪方針が示された。
- ・ 日本の成長のエンジンである首都・東京の取組を阻み、国益を損なう動きに対しては、一致団結していかなければならない。到底承服できるものではなく、皆様と一層の連携を図ってまいりたい。
- ・ 先日、高市総理とも会談し、協議体を創設することとなった。地方税制や首都防衛等を議論し、東京の更なる発展に資する施策の展開により、我が国の変革を牽引していく。
- ・ 都民、区民の皆様が幸せを実感できる「世界で一番の都市・東京」を力を合わせて創り上げてまいりたい。よろしく願います。

東京都行政部長から、協議案について説明があり、それについて、次のとおり発言があった。

(2) 区長会会長発言

- ・ 今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響、不合理な税制改正の懸念等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中で協議となった。
- ・ まず、都区間の財源配分に関する事項について、配分割合の変更事由にあたる事項はないことから、現行の配分割合の下、協議を行なってきた。
- ・ 次に、特別区相互間の財政調整について、第一子無償化への対応など、区側提案の多くを反映することができた。
- ・ このように協議の取りまとめに至ったのは、都区双方の努力の成果だと考えている。
- ・ 継続して検討が必要な課題については、引き続き、真摯に協議に取り組んでいく。
- ・ また、昨年12月19日に取りまとめられた令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税に対する措置に加えて、固定資産税について、必要な措置を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得るとされ、都区の貴重な税源をさらに吸い上げようとする動きが見受けられる。
- ・ このような国の動きは、決して看過できるものではない。都区で連携して「不合理な税制改正」に、断固として反対していきたいと考えている。
- ・ 最後に、都と特別区には安全・安心なまちづくりや少子・超高齢社会への対応など、取り組むべき喫緊の課題が山積しており、都民・区民のために、これまで以上に連携し、東京の未来を共に創り上げていかなければならないと考えている。
- ・ 今後も都区が真摯に協議を重ねながら、課題の解決に当たっていくことを期待して、協議案を了承する。

(3) 都知事発言

- ・ ただ今、来年度の都区財政調整方針、今年度の再調整方針、そして関連する条例改正について、都と区で合意することができた。
- ・ 吉住会長からもご発言があったが、山積する課題の解決に向け、都と特別区がこれまで以上に連携し、取り組んでいかなければならない。
- ・ 昨年度の都区合意において、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意をした。
- ・ 大都市東京を支えるパートナーとして、明るい未来を共に切り拓いていこう。よろしく願います。

II 都区財政調整協議等の経緯（令和7年4月～令和8年3月）

年月日	会議名等	主な内容
7. 4. 10	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度に関する特別区長会講演会の概要について
4. 16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度に関する特別区長会講演会の概要について
4. 23	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 財政課長会における今後の検討課題について 令和7年度年間スケジュールについて 令和7年度の調査予定について ふるさと納税の控除影響額に関する調査結果について
4. 24	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 財政課長会における今後の検討課題について
5. 12	企画・財政担当部長会臨時役員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
5. 16	区長会役員会臨時会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 都区協議会の委員について ふるさと納税制度に関する今後の対応について
5. 21	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 財調協議における諸課題の経緯(特別交付金及び都市計画交付金)について 令和8年度財調協議に向けた諸課題の方向性(案)について 特別交付金の算定ルールの見直しの方向性について 標準施設規模の見直しに伴う経常的経費に関する調査等について 更なる包括算定化(都区連携経費)に関する調査について ふるさと納税制度に関する今後の対応について
5. 30	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について ふるさと納税制度に関する今後の対応について
6. 2	副区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
6. 6	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について ふるさと納税制度に関する今後の対応について

年月日	会議名等	主な内容
7. 6. 12	区長会税財政部会 (第81回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等について ・ 地方財政を取り巻く動向について
	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について ・ 第81回税財政部会の概要について
6. 16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について ・ 第81回税財政部会の概要について
6. 24	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度都区財政調整協議に向けた大枠の方向性等について ・ 第81回税財政部会の概要について ・ 特別交付金の算定ルールの見直しについて ・ 令和8年度都区財政調整提案事項ブロック意見の取りまとめについて ・ 「ふるさと納税制度」に関する他自治体と連携した要請活動について ・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について ・ 特定の区で減税があった場合の都区財政調整制度上の取扱いについて
6. 25	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第81回税財政部会の概要について ・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
7. 7	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第81回税財政部会の概要について
7. 10	区長会税財政部会 (第82回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふるさと納税制度」に関する今後の対応について
	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第82回税財政部会の概要について ・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
7. 15	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第82回税財政部会の概要について ・ 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
7. 7. 24	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画事業等実施状況調査の集計結果について 決算分析結果の概要について 第82回税財政部会の概要について 令和8年度財調区側提案事項の取りまとめ日程について 特別交付金の算定ルールの見直しについて 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について
7. 25	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 第82回税財政部会の概要について 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
8. 1	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 第82回税財政部会の概要について
8. 8	区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度都区財政調整区別算定について ふるさと納税制度に対する特別区の主張について
	都区協議会（第1回） 〈持ち回り会議〉	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度都区財政調整の決定について
8. 18	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度都区財政調整区別算定について
8. 19	東京都への独自要望	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度東京都の施策及び予算に関する特別区長会独自要望を実施（東京都副知事対応）
8. 22	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度都区財政調整区別算定結果について ブロック提案の状況について 投資的経費に関する調査の集計結果について 特別交付金の算定ルールの見直しについて 特別区におけるふるさと納税の寄附金控除の状況について ふるさと納税制度に対する特別区の主張について 国及び東京都への要望活動について
	調整税等の収入状況に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 調整税等の徴収実績(令和6年度決算)
8. 27	国への独自要望	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国の施策及び予算に関する特別区長会独自要望を実施（総務省事務次官、国土交通省大臣政務官、こども家庭庁内閣府副大臣対応）

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
7. 8. 28	企画・財政担当部長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度財調区側提案事項取りまとめ日程について ふるさと納税制度に対する特別区の主張について 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
9. 3	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
9. 4	国への独自要望	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国の施策及び予算に関する特別区長会独自要望を実施（厚生労働省厚生労働副大臣対応）
9. 5	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について
9. 9	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について 総務省「地方税体系の構築に係るアンケート調査」について
9. 17	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第1回) 税財政部会に対する中間報告(案)の検討・確認について
9. 25	財政課長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 特別交付金の算定ルールの見直しについて 令和8年度都区財政調整区側提案取りまとめに係る中間報告について 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について 国及び東京都への要望活動について 児童相談所開設に向けたロードマップの見直しについて 総務省「地方税体系の構築に係るアンケート調査」について
	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第2回)
9. 30	企画・財政担当部長会総会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整区側提案取りまとめに係る中間報告について 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について 総務省「地方税体系の構築に係るアンケート調査」について 児相相談所開設に向けたロードマップの見直しについて 令和8年度国・都の施策及び予算に関する要望について

年月日	会議名等	主な内容
7.10.6	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について
10.9	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第3回)
10.10	調整税等の収入状況に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 調整税等の徴収実績(令和7年8月末現在)
10.14	区長会税財政部会 (第83回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整区側提案について(中間報告) 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について ふるさと納税制度に関する他自治体と連携した要請活動について
	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について ふるさと納税制度に関する他自治体と連携した要請活動について 第83回税財政部会の概要について
10.15	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について ふるさと納税制度に関する他自治体と連携した要請活動について 第83回税財政部会の概要について
10.17	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 「不合理な税制改正に対する特別区の主張(令和7年度版)」について
	財政課長会幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度財調区側提案事項(案)の取りまとめ(第4回)
10.23	財政課長会幹事会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 第83回税財政部会の概要について 令和8年度都区財政調整区側提案事項の取りまとめについて
10.29	企画・財政担当部長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整区側提案事項について 第83回税財政部会の概要について 令和9年度国・都の施策及び予算に関する要望について

年月日	会議名等	主な内容
7.11.6	副長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整区側提案事項について 令和9年度国・都の施策及び予算に関する要望について 第83回税財政部会の概要について 都知事と特別区長会との意見交換の実施について 東京都市区長会「令和8年度都市税財源の充実確保に関する要請活動」について
11.10	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整区側提案事項について 令和9年度国・都の施策及び予算に関する要望について 都知事と特別区長会との意見交換の実施について 東京都市区長会「令和8年度都市税財源の充実確保に関する要請活動」について
	調整税等の収入状況に係る情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 調整税等の徴収実績(令和7年9月末現在)
11.14	区長会税財政部会 (第84回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整区側提案事項について
	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整区側提案事項について 第84回税財政部会の概要について 令和9年度国・都の施策及び予算に関する要望について 都知事と特別区長会の意見交換の実施について 東京都市区長会「令和8年度都市税財源の充実確保に関する要請活動」について
11.28	企画・財政担当部長会総会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 第84回税財政部会の概要について
12.2	財調協議会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整都側提案事項及び区側提案事項の説明、都区双方の総括的意見、協議 財調幹事会に検討下命
	副区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> 第84回税財政部会の概要について
12.3	財調幹事会(第1回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整都側提案事項及び区側提案事項の説明、都区双方の総括的意見 令和8年度都区財政調整都側提案事項について協議 令和8年度都区財政調整区側提案事項について協議

年月日	会議名等	主な内容
7.12.4	総務大臣への要望	<ul style="list-style-type: none"> 「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しに関する共同要請について 検討していると報道された「新たな不合理な税制改正」への反対について（総務省事務次官対応）
12.8	副区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 都区財政調整協議の状況報告 「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しに関する共同要請の報告について 第84回税財政部会の概要について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について 都知事と特別区長会との意見交換の実施について 東京都市区長会「令和8年度都市税財源の充実確保に関する要請活動」について 清掃事業の課題に関する検討下命について 都区財政調整協議の状況報告
12.10	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
12.11	財調幹事会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整都側提案事項について協議 令和8年度都区財政調整区側提案事項について協議
12.16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 清掃事業の課題に関する検討下命について 都区財政調整協議の状況報告 「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しに関する共同要請の報告について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について 都知事と特別区長会との意見交換の実施について 東京都市区長会「令和8年度都市税財源の充実確保に関する要請活動」について
12.18	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 都区財政調整協議の状況報告
12.19	緊急声明の発表	<ul style="list-style-type: none"> 「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明について
12.23	財調幹事会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度及び令和8年度の財源見通し 令和8年度都区財政調整都側提案事項について協議 令和8年度都区財政調整区側提案事項について協議

年月日	会議名等	主な内容
7. 12. 24	企画・財政担当部長会総会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 都区財政調整協議の状況報告 「ふるさと納税制度」の抜本的な見直しに関する共同要請について 都知事と特別区長会との意見交換の実施について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
12. 26	特別交付金交付決定	<ul style="list-style-type: none"> 特別交付金(12月交付分)交付決定
8. 1. 6	財調幹事会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度都区財政調整(再調整)都側提案事項について協議 令和8年度都区財政調整都側提案事項について協議 令和8年度都区財政調整区側提案事項について協議 令和8年度都区財政調整区側追加提案事項について協議 財調幹事会の協議内容のまとめ 財調幹事会の協議終了
1. 7	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整協議について 「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について 清掃事業の課題に関する検討下命について
	財調協議会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> 財調幹事会の協議結果の報告 財調幹事会の協議結果について協議 財調協議会の協議取りまとめ
1. 9	区長会役員会	<ul style="list-style-type: none"> 財調協議会の協議結果の報告 「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
1. 14	企画・財政担当部長会役員 会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度全国市長会要望事項の選定について
1. 16	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 財調協議会の協議結果の報告 「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
8. 1. 19	議長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 財調協議会の協議結果の報告
1. 28	財調協議会（第3回） （書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度税制改正を踏まえた財源見通し
1. 29	企画・財政担当部長会役員 会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 財調協議会の協議結果の報告 「不合理な税制改正」に対する特別区長会緊急声明について
1. 30	区長会役員会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整協議について 令和7年度都区財調再調整方針(案)、財調特例条例(案) (行政部長説明)
	区長会総会臨時会	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整協議について 令和7年度都区財調再調整方針(案)、財調特例条例(案) (総務局長、行政部長説明) 固定資産税等の軽減措置について 宿泊税の見直しについて
2. 3	都区協議会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度財調及び令和7年度財調再調整について都区合意
	都区意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 女性活躍の推進について
2. 5	副区長会役員会・総会	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税等の軽減措置について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について
2. 12	区長会税財政部会 （第85回）	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度都区財政調整協議結果の要点について 令和8年度都区財政調整協議結果等を踏まえた主な課題について 不合理な税制改正による特別区への影響について
	区長会総会	<ul style="list-style-type: none"> 第85回税財政部会の概要について 都区協議会及び知事と特別区長との意見交換会について

年月日	会 議 名 等	主 な 内 容
2.19	財政課長会総会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度都区財政調整における協議結果について ・ 固定資産税等の軽減措置等について ・ 第85回税財政部会の概要について ・ 財政課長会における今後の検討課題について ・ 決算分析WGの開催について ・ 不合理な税制改正による特別区への影響について ・ 都区協議会及び意見交換会の概要について

- 〈会議名等：凡例〉
- ・ 財調協議会⇒都区財政調整協議会
 - ・ 財調幹事会⇒都区財政調整協議会幹事会
 - ・ 議長会⇒特別区議会議長会